

3号

2016年 平成28年

12月

発行 あきる野市区画整理推進室 197-0814 あきる野市二宮350番地 電話042-558-1198

土地利用の意向調査にご回答をお願いします

秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業では、いよいよ換地設計を始めます。

設計にあたり、皆様の土地利用にかかるご意向を伺うことにいたしました。今般お送りさせていただいた「意向調査票」は、ご意向を換地設計に反映するうえで、貴重な資料となります。必ずご提出ください。

- ●「現在の地積」をご確認ください。誤りがありましたら事務局までご連絡ください。
- ●共有名義の土地については、代表者または登記上 筆頭の方に調査票をお送りしています。受け取られた方は、共有者の意見をまとめてご記入ください。

皆様のご意向と事業スケジュールを再考した結果、 提出締切を1/22(日)まで延長いたしました。

あきる日	5 太郎 #	#. W	EMEA:	AM SO ±1	8 £ ₹ Ø 1	MUTE	n E E V C C	
**			10 H	銀在の地質	Chr.)			THE RELEASE
(0.00	B/± (0-0		(登記地		-		●異在の使用状況をご記入ください。 (件:自己用住宅、貸家、業務用貸額
			10	30	15.62		*	(何:自己用住宅、資家、業務用品額 (最等・可容定)、事務所、集地 数等等 等) ◆表の内容に繋りがある場合は、正しい
		0-0	HH4	24		0 C M ()	-	内容をご記入ください。
MA.				Ø 98				
- 1	-	28	_	W 98	2.62			_
中田エリア	MAR DE SERVICE LA COMPANSION L	数の・Jー 明 て、見聞を	ンを希望す		m H	と会うよう (ml)	SICERA C	Mess,
##V->	資金を設される (日安として) の表記の場合。 20万円/理 の であ考えく好 の質異の場合。	表 の 表 を 方 門 / 一 () き () 、	Bar Calcel	RUNK	85	7 nd	本の出版 本が本文 の本の表 の の の の の の の の の の の の の の の の の	22.7四代/神球・・ い、無知も希望する。 望するが、希腊はもうかし素いほうが高い。 ・) 方円/神 以上 才では免却を希望しないが、 ・) 万円/神以上であれば免却を希望する。
	500月~600月 お考えくださ ◆「機場」とい →部接整理会 ※裏在の土地	い。 は の作業の:	LETT.	пини		nt	無数の根数 格が依契口 各分解数口	8.380m世 (打さい。 19.300月-1900円/月 - 洋は・・ ソ、貫音を希望する。 壁するが、磁能はもう少し度いほうが高い。 () 月/月 - 坪 以上)月/月 - 坪 以上では貫貨を希望しないが)月/月 - 坪以上であれば買貨を寄望する
(株ゾーン	現在、生産課金 収集整理後も第 ゾーン					ref		
開車ゾーン	駅前エリアにおいて京開などの利用 を希望される方のソーン		nt		0+295/	D土油利用を整定しています。		
福祉ゲーン		5計量連絡ので店舗やマンショ など沿進型の利用を希望されるカ Jーン		at				
在電グーン	会宅、アパート、戸建賃貸をど何金、 住宅高の土地利用を希望される方の ゾーン		125, 62 at		(watre	6種 :第一種理學位原専用地域 DIL表信用いの方で、行き機多戸建での発信を BRはこちらのゲーンが基本となります。		
H	10.00			0	96	12.62 ml		
eomire	tatenav		28# (2)					京都あきる野市3回55-C7 あきる野・大郎

ニュース

意向調査の説明会を行いました

意向調査に先立ち、12月11日(日)から12月 13日(火)の3日間にわたり、今回の調査の目的 と、土地利用の考え方、今後の進め方について「換 地設計に向けた意向調査の説明会」を行いました。

開催日時	開催場所	出席者
12月11日(日)	あきる野市立西中学校	72名
13:30~15:30	クラブハウス	120
12月12日 (月)	あきる野市役所	35名
19:00~21:00	ののの記いな別	304
12月13日(火)	楓ヶ原会館	24名
13:30~15:30	畑ノぶ云路 	244



「意向調査票」を書いていただくにあたり、説明会の内容や、関係のある質疑についてまとめました。2ページ3ページをご覧ください。

<説明したことがら>

①まちづくりの方向性について

- ●企業誘致と良好な居住環境を実現するため、住・商・農・工の特色あるゾーンを計画。
- ●換地を設計するにあたり、皆さまの土地利用のご意向を伺い、これに沿って換地の行先を申し出ていただきます。 ⇒ 「**申出換地**」とご説明してまいりました。

土地利用ゾーンの説明(図1参照)

- ●産業ゾーン:物流系企業等の誘致を目指しており、現時点では用地の借受よりも買取りを希望する企業が多いです。
- ●住宅ゾーン:駅前通りなどの都市計画道路沿いは、沿道型の土地利用を計画し、中高層型の建築が可能な用途を見込んでいます。この範囲は、閑静な低層住宅を予定する「住宅ゾーン」と土地利用が異なるので、意向調査にあたって便宜的に「沿道ゾーン」と呼んで区別しました。

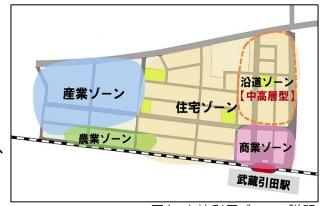


図1 土地利用ゾーンの説明

●以前の意向調査では、「原位置換地」を基本として、申し出る換地の行先を産業ゾーンなどに限定してきましたが、今回の調査は、どのゾーンにも意向を出せるようにしました。 なお、申出はゾーン選択に限るものであり、個別の場所(例:街区東南の角地など)のご希望をお受けするものではありません。

減歩率の見込みは・・・

●平均減歩率は30%ですが、現況と換地の行先によって減歩率は異なります。(図2参照)

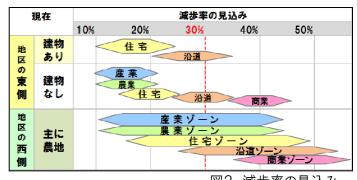


図2 減歩率の見込み

良好な居住環境へ (図3参照)

- ●沿道ゾーンは中高層型の土地利用もできる街区を計画しているので、日当たりなど、よりよい居住環境への意向をお受けするために、低層型の住宅ゾーンへの申出も可能とすることにしました。
- ●住宅ゾーンに申し出た場合、<u>現在の建物をその</u> まま使う「**曳家」**での移転は、<u>距離が長いなどの</u> 理由で現実的でない場合もあります。
 - <u>この場合は「再築」による補償費を算定します。</u> (図4参照)

再築の場合は、換地先に新築できるので、なる べく1回の引っ越しで済むように進めることが できます。

●再築による補償費は、同種同等の建物を建築する費用(推定再建費)を経過年数に応じて低減した現在価値相当額として算定します。



図3 良好な居住環境へ

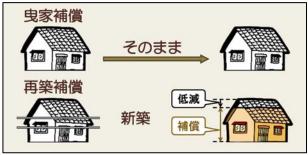


図4 曳家補償と再築補償 3号 2016年12月

- ●面積の小さい「過小宅地」について、一定の範囲 で減歩を緩和する方向で検討しています。
- ●緩和の対象とならない宅地との公平性については、 緩和した地積相当の清算金を支払っていただくこ とで保たれます。
- ●緩和の対象範囲は、今後土地区画整理審議会等の 審議を受けて決定します。(図5参照)

土地A 土地B 土地C 減評体 上の 減歩 減歩の 減步 減歩の緩和 換地 清算金の 換地 対象 換地

図5 減歩の緩和について

②今後の予定は? (図6参照)

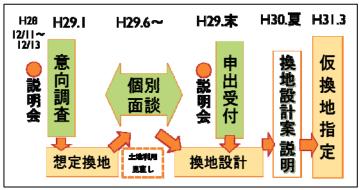


図6 今後の流れ

- ●市は、今回の「意向調査票」から皆様のご 意向を集計したうえで、「想定換地案」を作 成します。
- ●来年(平成29年)夏に皆様と個別に面談し、 想定換地案についてご意向との調整を図り ます。
- ●来年の秋から年末に、正式に「申出」をお 願いし、この申出の結果をもとに正式な換 地設計案を作成したいと考えています。

<質疑と応答>

Q:補償費の目安は出ませんか?

A:説明会で個々の金額はお話ししませ んが、事務所などで個々にご相談く ださい。可能な範囲でお答えします。

Q: 私道部分は換地されるのか?

A:私道部分も面積として考えますが、 その評価は普通地よりも低くなりま す。

補足私道部分は、これに代わる道路ができ るので換地を定めずに清算金でお返し することが多く行われていますが、本地 区では換地として受け取りたいというご 要望も少なからずありますので、条件が 合う範囲でお応えしようと考えます。

Q:土地の買増しを検討しているがいつ までに購入しなければならないか?

A: 想定換地への反映には来年3月中を めどにお願いします。

Q:変更はできないのか?

A:今般の意向調査を経て想定換地案を 作成するので原則そのように考えて います。決めづらい点はどうぞご相 談ください。

<その他の意見>

Q:申出を募ることはいつ誰が決めたか?審議会に 諮ったのか?

A: 申出を受けることはこれまでも説明してきまし たが、皆様の負担軽減を図り、その対象を拡げ ようとするものです。今後換地設計の基準など を定めるにあたり、法的に審議会の意見をうか がうことになります。

補足補償費の目安について

曳家と再築のどちらで算定されるかにより異なり、ま た、建物の造りや建物以外の工作物等の有無などによ っても大きく異なるので、正確にお示しするには建物を 調査し、公平な評価を経て決定する必要があります。

- ●曳家補償となった場合は、曳家にかかる実費相当額 が算定されるとお考えください。
- ●再築補償となった場合は、下記に目安を示します。 条件により大きく異なる場合があるので参考としてお 考えください。

一般的な木造住宅・平均的な工作物・立木等ありの場合の 補償費の目安(※撤去費・諸費用を含む)

面積 年数	20 坪(66㎡)	30 坪(99㎡)
30年経過	約 1,200 万円	約1,700万円
45 年経過	約 1,000 万円	約1,400万円

ご相談にお越しください

説明会では一律的なお話を中心といたしました。記入にあたってご不明な点がございましたら、 個々の事情に沿ってご説明いたしますので、市役所または引田相談事務所にご相談ください。

評価員が決まりました

12月5日(月)に第2回土地区画整理審議会を 開催し、審議会の同意を得て評価員5名を選任 いたしました。12月21日、評価員の任命式 を行いました。

施行者は、事業において土地および土地について存する権利の価格を評価したり、 保留地や清算金を定めようとする場合には、「評価員」に諮問し意見を聴かなければならないことが法に定められています。

武蔵引田駅北口土地区画整理事業 評価員			
氏 名(敬称略)	資 格		
石川 忠紀	土地家屋調査士		
大矢 内蔵司	不動産鑑定士		
川村和則	土地区画整理士		
小 林 敦 史	宅地建物取引士		
嶋 崎 三雄	秋川農業協同組合 理事		

I	_地区画数	E	
	回数	開催日時	議題
	第2回	平成28年12月5日(月) 15時より	① 評価員の選任について

お知らせ

届出は随時受け付けています。区画整理推進室または引田相談事務所へご相談ください。

共有名義の土地は代表者を選んで市にお届けをお願いします。

共有名義の土地をお持ちの方には、お知らせや書類送付などの各種手続きを確実なものとするため、代表者の選任および、代表者届の提出をお願いしております。

下記の場合にも、届出をお願いしています。

- ① 登記していない借地権の申告
- ② 相続が発生した場合の届け出
- ③ 権利の変動がある場合の届け出

建築行為等が制限されています

地区内で建築行為等を行おうとする場合は、市長の許可を得る必要があります。 許可を得られる条件が伴う場合もあります。ご相談ください。



書類の配布:区画整理推進室、引用相談事務所 書類の提出:区画整理推進室

引田相談事務所の年末年始の事務所の開所について

年始は、平成29年1月4日(水)から開所いたします。

※引田相談事務所にお越しいただく場合は、念のため、お電話 いただいてからお越しください。会議や権利者様の対応等で、 不在になる場合があります。

あきる野市からのお知らせ

市では、新聞折込で、「広報あきる野」をお届けしています。折込対象の新聞を購読されていない方で市内に住所がある方には、無料でお届けしますので、お問い合わせください。

問合せ:市長公室

電話 042-558-1269

区画整理についてのご相談は、下記の施行者窓口に、お気軽にお寄せください。

●あきる野市区画整理推進室(市役所3階) 197-0814 あきる野市二宮350番地

あきる野市武蔵引田相談事務所197-0834 あきる野市引田264番地

電話042-558-1198

電話042-518-2922



森っこサンちゃん

武蔵引田駅北口土地区画整理事業 かわら版